

決 裁 伺 書

265-1336

(決裁日付) 	(処理期限) 年 月 日	(決裁区分) 知 事 課 長 副 知 事 課 長 補 佐 部 長 担 当 リ ー ダ ー 次 長	
	(起案日) 平成22年 6月 4日	(取扱区分)	
(文書分類) 大 (E) 中 (00) 小 (02)	(施行日) 年 月 日	(保存期間) 5年	引継 平成24年4月
			廃棄 平成28年4月
(公印使用) 要	(起案者) TEL 所属 畜産課 職氏名 主査 駒路 美保		

知事 “ 副知事 “

部長 “ (秘括) 畜産課長 (秘括) 畜産企画課長 担当リーダー 課員

(農政略) 次長 家畜防疫対策監 (経営衛生担当) “ (経営環境) “ “

部長 次長 課長 (生産ブランド推進) “ (肉用牛振興) “ “

次長 課長 “ (衛生防疫) “ “

農政企画課長 (秘括) “ (企画調整) “ “

(技術) “

(標 題)

口蹄疫対策特別措置法に基づく農林水産大臣が指定する地域に係る申請について (法第6条

第1項関係)

(伺 い)

このことについて、別案により農林水産大臣あてに地域の指定を申請してよろしいか。

特措法による地域指定について

指定する地域	指定の根拠	指定を申請する区域概要	現行状況	特措法施行後の変更点
消毒義務を課す必要がある地域	口蹄疫対策特別措置法第4条第5項	県内全域	関連施設等以外(例、一般車両)で消毒を実施できる法的な根拠がない。 現在は、移動制限区域周辺境界付近及び移動制限区域内に、口蹄疫防疫指針((社)全国家畜畜産物衛生指導協会作成)に基づき、共同車両消毒施設を設置。 移動制限区域外(搬出制限区域外も含む)にも必要に応じて消毒ポイントを設置しているが、設置根拠はない。 また、県の消毒ポイントと市町村等の自主消毒ポイント設置の区分は、設置費用の分担に応じたものであり、設置根拠や基準はない。	・指定地域内の消毒ポイントにおける一般車両等の消毒に法的な根拠が得られる。 ※県知事が省令で定める基準(未定)に基づいた設備を設置し(既設の施設が想定される)、見やすい場所に省令で定める表示(未定)を行う必要がある。
焼却等の支援を行う必要がある地域	口蹄疫対策特別措置法第5条第5項	県知事が定める移動制限区域	家畜伝染病予防法では、口蹄疫の患畜及び疑似患畜の所有者等に下記の義務が課せられているが、<u>埋却地の確保等に困難が生じている。</u> ①と殺の義務(家伝法第16条第1項) ※同条第3項により家畜防疫員が自ら殺すことができる。 ②死体の埋却等の義務(家伝法第21条第1項) ※同条第4項により家畜防疫員が自ら焼却等することができる。 ③汚染物品の焼却等の義務(家伝法第23条第1項) ※同条第3項により家畜防疫員が自ら焼却等することができる。 ④畜舎等の消毒の義務(家伝法第25条) ※同条第3項により家畜防疫員が自ら消毒することができる。 ⑤倉庫等の消毒の義務(家伝法第26条第1項) ※同条第3項により知事は家畜防疫員に消毒させることができる。	・特措法施行前には上記のとおり所有者の義務とされていた内容のうち、②について家畜防疫員に対し焼却等を求めることができるようになり、県が講ずる支援措置(埋却地の確保、埋却作業従事者の確保等)にも法的な根拠が得られる。 ・国が講ずる支援措置(埋却地の確保、埋却作業従事員の派遣等)に法的な根拠が得られる。
患畜等以外の家畜の殺処分を行う必要がある地域	口蹄疫対策特別措置法第6条第14項	平成22年5月20日時点で児湯地区に設定された移動制限区域	<u>患畜及び疑似患畜以外の家畜(今回ではワクチン接種家畜)を殺処分すること、またその死体の焼埋却に、法的な根拠がない。</u>	・患畜等以外を対象家畜を殺すことの勧告及び勧告に従わないときの家畜の殺処分に、法的な根拠が得られる。 ※知事は次の手続きを行う必要がある。 ①殺すべき家畜の指定(特措法第6条第1項) ②省令(未定)の定めにより、書面により、対象家畜所有者に対して殺すべき勧告を通知(特措法第6条第3項) ②の勧告に所有者が従わないとき及び所有者所在不明のために勧告をすることができないときには → 省令(未定)の定めにより、書面により、対象家畜所有者に対して家畜防疫員が家畜を殺す理由、殺処分実施する旨を通知(特措法第6条第3項) ※※②、③の通知は、差し迫った必要がある場合には、勧告又は殺処分措置の後相当期間内に省令の定めにより行う。(特措法第6条第4項)

265-1336
平成22年6月4日

農林水産大臣
赤松広隆 殿

宮崎県知事 東国原 英 夫



口蹄疫対策特別措置法に基づく農林水産大臣が指定する地域
に係る申請について（法第6条第1項関係）

口蹄疫対策特別措置法（平成22年法律第44号）第6条第1項の規定に基づ
き、農林水産大臣が指定する地域として、別紙の地域の指定をお願いする。

（文書取扱 畜産課）

口蹄疫対策特別措置法第6条第1項関係

1 宮崎市の一部

佐土原町下田島、佐土原町下富田、佐土原町伊倉、佐土原町松小路、佐土原町石崎1丁目、佐土原町石崎2丁目、佐土原町石崎3丁目、宮崎市佐土原町上田島、佐土原町下那珂の一部（深草、下山、伊賀給、片瀬原、牧堀、東田、峰前、七ヶ廻、西九坪、城ヶ峰、櫛、藺内、岩瀬、五反田、南田、黒坊、諏訪山、田淵田、成枝権現、馬場住、白坂、萩原、鳥越、曲田、橋口、堤下、押ヶ崎、久保田、伊勢下、榎木田、福塚、浮橋及び釈迦橋を除く）、佐土原町西上那珂の一部（河内、小丸、真米、山田、山ノ口、上ノ迫、長園原、下相作、待居廻、中畑、森藺、南河内、松ヶ迫及び元屋敷を除く。）及び佐土原町東上那珂の一部（弓ヶ谷、後迫、中野丸、内田及び小町を除く。）

2 日向市の一部

美々津町の一部（五反丸、永田、新宅、前ノ原、丸山、下福原、上福原、前ノ原、田久保、前田、竹の内、宮の下、日志原、霧島原、高松、松ノ本、下百町原、落鹿、上百町原、内場、草刈、清水ヶ谷、富ヶ塚、橋ノ本、浜山、上ノ瀬、風原、三月田、麻附、鹿場、宮田越、堂面木、笹尾、高鳥、石神及び田の原）、東郷町山陰甲の一部（向原、寺迫、山ノ口、日平、落鹿、庭田及び長崎）、東郷町山陰乙の一部（日田尾及び鶴戸木）、東郷町下三ヶの一部（松尾、神陰及び葛籠内）及び坪谷の一部（桑木内及び大内）

3 西都市の一部

聖陵町1丁目、聖陵町2丁目、御舟町1丁目、御舟町2丁目、桜川町1丁目、桜川町2丁目、水流崎町、中央町1丁目、中央町2丁目、有吉町1丁目、有吉町2丁目、有吉町3丁目、妻町1丁目、妻町2丁目、妻町3丁目、白馬町、上町1丁目、上町2丁目、中妻1丁目、中妻2丁目、旭1丁目、旭2丁目、下妻、右松1丁目、右松2丁目、右松3丁目、右松4丁目、右松5丁目、小野崎1丁目、小野崎2丁目、新町1丁目、新町2丁目、大字妻、大字岡富、大字黒生野、大字現王島、大字清水、大字都於郡町、大字茶臼原の一部（緑ヶ丘、吉原、上の原、後山、轟及び春日）、大字穂北の一部（八重山、原無田、小浪、平下堀町、仮屋原、東原、榎木田、上野、合ノ丸、山内、宇戸、長山、和田川原、仲鶴、平城、串木、南無田、南田、野添、小戸口、坂ノ下、高野、上ノ原、牧原、尾畑、大木ノ原、北田、長田、牛掛、坪田、勝田川、上江、当園、瀬川、野竹、平原、内

改、圃、千畑、桜田、谷ノ前、松船、北代、仲川原、宗高、川
仲嶋、杉安、長谷嶺、茶屋元、桑木原、大木久保及び川久保)、
大字右松の一部(原無田、池平、松田、嶋畑、長畑、北鶴、逆
江ボ、三反畑、羽黒垣添、堂園、車瀬、工久保、下鶴、瀬戸畑、
三反田、島廻、土木井手、芴田、永谷、祇園之上、祇園、城平、
大口川及び鷺田)、大字調殿の一部(弥内迫、原無田、焼石、
桑木原、寿屋敷、鏡心畑、池田、水洗、上古川、塩谷口、土ノ
口、寝頃、馬場崎、天神久保、堀の内、出来所、千田前、山隅、
中島、角力、篠山及び松田)、大字南方の一部(興惣次堀、松
迫、吉ヶ迫、一ノ迫、大塚原、柳迫、堀ノ口、寺ノ下、前水流、
中水流、下水流、吉原、城平、柳ノ丸、京新田、仕切山、折口、
山平、千田迫、伊勢地、車坂、羽根子、嶋台、中ノ迫、鉾峰、
横尾、竹添、弓場ノ元、金竹ノ元、瓜葉木、岩川内、高附、槇
尾、添の坪、年の神、古川、高砂、眞竹平、宝財原、長谷嶺、
上の畑、坂江、中島、串木、上中川原、榎木瀬、彦三郎、鈴尾、
餅田、下原、萱原、八ヶ久保、卯の木、赤星、長仙、笹ノ田、
堀内、町山附、町ノ前、立野、大工西、桑ノ木原、元地神、茶
屋ノ元、浜後、堂ノ前、田久保、西田、寺家田、坂ノ下、永谷、
古川、宮畑、別府川、島代、土木手、長池、岡藺、柿内、新分、
伊東畑、大工畑、松木田、梅ノ木、伊左衛門、下中川原、中須、
河久保及び杉尾)、大字三宅の一部(彦七畑、市口、久保鶴、
松ノ下、池向、八反の内、中原、次郎左衛門、天ヶ瀬、鶴山、
仏久保、熊野田、長田、市ヶ藺、川ノ上、土藺、大形、松之内、
塚西、上之使、鳥子橋元、鳥子長田、尾筋東下、田中、溝之手、
山王前畑、新町、下鶴、四反畑、嶋畑、東川久保、西川久保、
先鶴、鳥子出口、竹之脇、最所畑、池廻、清水前、茶嶋、大藺
前、朝食、石坂、尾筋西上、尾筋西下、尾筋東上、国分、上ノ
宮東、上ノ宮西、原口、原口二ノ西、原口二、須先、笹貫畑、
堂ヶ島、寺崎、馬場崎、塚脇、石貫畑、石貫平ノ下、東立野、
酒元ノ上、寺原脇、丸山、西都原東、西都原西、榊木上、榊木
下、上永谷、下永谷、奈原、岩ヶ丸、竹ヶ迫、方迫、兼迫、岡
本、鎌迫、六町迫、大迫、下甲津ヶ丸、上甲津ヶ丸、割甲津ヶ
丸、元迫、北ヶ迫、青木、堂下、羽サ間、後迫、柳迫、法瀬ヶ
丸、足野町、方生会、惣太郎、寺原、小末、松田平ノ下、嶋廻、
松田下屋敷、松田、鏡田、大谷平、七曲、八小代、木ノ町、大
工久、竹ヶ山、向藺、八反田、八反田木町、代手、下鎧、西原、
上鎧、米鶴、大ヶ峰、西大ヶ峰、細場廻、川原田、西ヶ迫、図
師ヶ迫、松崎、居屋ノ内、川添、前田、山王田、壱町田、権現
谷、折登、樋之道ノ西及び毘沙門)、大字童子丸の一部(烏帽
子方、中の割、別府、谷口、天神田、米丸、桑原、長畑、寺ノ
場々、上ノ園、槇ノ内、権現原及び新立)、大字鹿野田の一部

(請関、鶴崎、和田、河久保、茶園園、五節句、馬場、中島、田久保、瀬下、葛廻、九反竿、松野島、継母、松野田、谷辺、小苗代、潮、山ヶ迫、城内、横枕、梅木、山之後、益崎下、池上、嘉萬栄、荒敬田、横尾、中蘭、池田、内之丸、園田、筑後、池下、三反田、池上、山下、岡迫、一ヶ山、寺田、野中田、水落原、別府原、池之友、円光院、藤蔵原、土橋、中尾、原口、向之城、高屋、久保、奥、滝之下、東ヶ迫、養命迫、坂之下、茶縁ヶ迫、光ヶ迫、知ノ元、小待、戎田、五反田、井之尻、屋敷下、中鶴、鳥子、萱野、森田、老反九歩、大安寺畑、新田、中村、東明田、幸納、島崎、宮前、内ヶ迫、深坪、鼻切、小姓田、小丸、柿ヶ迫、登坂、西ヶ迫、水口ヶ迫、冬切、塩ヶ迫、内山ヶ迫、谷之坂、辰巳ヶ平、滝山、青山、霧島、車ヶ瀬、寺下、神鶴、井出下、水洗、鶴田、深長、屋敷向、六反田、月輪、宮園、向鶴及び押通)、大字三納の一部(宮田、松本、羽子田、松本原、甚助原、大廻、芦町、田中、前田、笠原、西久保、笠原川原、今別府、下島鶴、片山、弓立田、白坪、新田、湯無田、尾曲、諸熊、永野大原、永野原、岸見廻、堂園、永野、二反田、松廻、榎木迫、岩穴ヶ廻、柿木廻、大山田、池内、水喰、住吉廻、上島鶴、草坪、鴨目、下寺廻、札立、中川原、下川原、鶴田、久保田、大明神原、廻村、松下、外園、神田、野原田、堤下、小坂元、曲渚、川上、門田前、竹ノ内、田良木、長谷畑、高三納、鳶野、境田、前廻、苅払、黒牟田、笹川、榎町、眞萱崎、岩戸牟田、眞米、大鳥、和泉、高三納下及び戎田)、大字平郡の一部(宮ノ下、天神免、梁之瀬、天神免、立山、別府代、菰田、谷寺、京田、宮尾、宮河、本村、井上、田中、横山、菅原、畑ヶ廻、梅木廻、法小廻、松ヶ廻、妻田、寺廻、池袋、工田、大町、稲泉、石廻、林原、楠廻、柳牟田、法蓮寺、戸屋ヶ前、犬牟田、堤下、金田、兎田、緩田、南川、鴨山、鴨目ヶ廻、高三納、尾能田、雨乞、江子田、池田及び新開)、大字荒武の一部(彦田、大坪、城平、都於郡、浜迫、亀割、仮田、園田、山宮、大知ヶ廻、土橋、養十院、大久保、佐土ヶ廻、佐土ヶ浜、梅ヶ当及び藤蔵原)、大字岩爪の一部(大丸、和泉ヶ廻、次貫田、内之畑、畑、五百田、通迫、七百田、正ブ廻、元村、堂床、境田、丸岡、春田、四反田、吉ノ丸、山下、赤迫、伏ヶ迫、園田、長山、草場、七夕田、畑間、払谷、上原、小路及び向原)、大字加勢の一部(小倉、畑ヶ迫、坂ノ上、森木、尾能、八双田川南、八双田川北、別府代及び向鶴)、大字藤田の一部(長光寺前、上鶴、野下、湯地給、向鶴、落久保、巨田江、上代、倉爪、三角田、王田、荒神面、鐙、藤栄、永田、高町、井添、長牟田、楠牟田、山下、横枕、百田、水溜及び巨田江)及び大字下三財の一部(向江、天神川原、見守川、八双田、古川、北田、

六升田、戸敷、西川、古栄、池見手、藤崎、久米田下、大内田、岡下、広地、前田、井尻、堤下、外園、中別府、尾立下、月中、亀塚、亀塚屋敷、楠牟田、南牟田、永迫、宮迫、山下、向江、三反田、大島、鶴後、遊行瀬、田ノ前、川原田、猫嶋、奈良瀬、杉ノ内、下中川原、上中川原、城ヶ下及び角地)

4 児湯郡高鍋町全域

5 児湯郡新富町全域

6 児湯郡木城町の一部

大字高城の一部（下鶴、松本、山下、柳ノ本、河原田、乙王丸、東宮田、園田、町、城下、迫ノ内、歩行坂下、宇津木ノ内、桑ノ本、田神、亀田、主ノ丸、古畑、寺尾、菅ノ谷、平原、上小坪、下小坪、井出ノ内、東雲山、永山谷、岩戸、荒神松、西ヶ原、大萩原、堀内、下萩原、大原、鳥居久保、岩戸口、外堀、永山、諏訪野、洗ノ本、城山、高城、仁君谷、駄留、赤木山、山塚、前畑、下鶴河原、薮、竹ノ本、横町、向河原、中河原、岸立、黒水川、仁君谷前田、木寺、廣谷、薮村下、金瀬、柳水、白木八重、木寄、鑑、後鹿倉、宮迫、荒谷、平田及び菅谷）、大字川原の一部（永住、川原、上野田、甲崎谷、檜、内屋敷、小平、甲ヶ嶺、百合野、丸塚、川間、本村、甘只、櫛野、今別府、持見、廣谷及び溜水）、大字石河内の一部（下谷内、上谷内、柳谷、楠師、永坂、浜口、下鶴、大谷、野ノ崎、石河内、神前、地蔵ノ上、大原、尾崎、大久保、小屋町、鍋田、牧原、倉谷、春山、大平、城、芋ヶ八重及び大戸）及び大字椎木の一部（四日市、油田、立山、小河原、一向瀬、田畑、下鶴、重木、久保畑、上落水、竹下、杉ノ本、八反畑、地頭用、上田、渡上、月輪、鍋田、寺山、薬師面、椋下、百田、鴨牟田、日渡、藤堂田、先達屋敷、木ノ瀬河原、狐薮、青柳、山宮、比木、忍原、大畑、古川、松原、中島、岩渕、百合名、江河口、荒瀬、池田下、池田北、池田、仁田畑、永田、局田、門田、天神面、甲斐下、亀ノ木、宮牧、揚牟田、唐土木、前田、火除牟田、岩穴口、権現平、牛牟田、石田、唐木坪、柳丸、大多賀平、星出、萱窪、舟橋、浦畑、新田、石原新田、出店、田畑原、陣ノ内、小並原、佛山、牧ノ内、片並木、影平、下中原、新古場、上中原、桃木窪、野唐ノ鼻、似り出口、坪池、赤坂、狐久保、似り、赤谷原、南中原、北中原及び大戸亀)

7 児湯郡川南町全域

8 児湯郡都農町全域

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法 律〕

○口蹄疫対策特別措置法(四四)

〔政 令〕

○口蹄疫対策特別措置法施行令(一四六)

〔省 令〕

○口蹄疫対策特別措置法施行規則(農林水産四一)

本号で公布された 法令のあらまし

◇口蹄疫対策特別措置法(法律第四四号)(農林水産省)

1 趣旨

この法律は、口蹄疫に起因して生じた事態に対処するため、口蹄疫のまん延を防止するための措置、口蹄疫に対処するために要する費用の国による負担等、生産者等の経営及び生活の再建等のための措置等の特別の措置について定めることとした(第一条関係)

2 車両等の消毒の義務

農林水産大臣が指定する地域内において、農林水産省令で定める消毒のための設備を設置している場所を通行しようとする者は、当該者の使用する車両その他の物品及び自らその身体を消毒しなければならないこととした(第四条関係)

3 患者及び疑似患者の死体の焼却又は埋却の支援

農林水産大臣が指定する地域内に存する患者又は疑似患者の死体の所有者は、当該死体を焼却し、又は埋却することが困難な場合には、家畜防疫員に対し、これらの死体の焼却又は埋却を求めることができることとした(第五条関係)

4 患者等以外の家畜の殺処分等

〔一〕都道府県知事は、必要があるときは都道府県知事が指定する家畜(患者及び疑似患者を除く)を所有する者に、期限を定めて当該家畜を殺すべきことを勧告することができることとした(第六条第一項関係)

〔二〕緊急の必要があるときは、都道府県知事は家畜防疫員に当該家畜を殺させることができることとした(第六条第二項関係)

〔三〕都道府県知事は、(一)又は(二)により損失を受けた当該家畜の所有者に対し、通常生ずべき損失として政令で定める損失を補てんし、又は補償しなければならないこととした(第六条第九項及び第一〇項関係)

5 農林水産大臣の都道府県知事に対する指示等

〔一〕農林水産大臣は、口蹄疫のまん延により畜産に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、都道府県知事に、消毒、焼却若しくは埋却若しくは殺処分に係る措置を実施すべき旨を指示し、又はこれらの措置を自ら実施することができることとした(第八条第一項及び第二項関係)

〔二〕農林水産大臣が、動物用生物学的製剤等の注射について都道府県知事に指示をした場合であつて、都道府県知事が当該指示に従わず、かつ当該注射を用いない措置では口蹄疫のまん延を防止することができないと認めるときは、家畜防疫員に当該注射を行わせることができることとした(第八条第三項関係)

6 家畜防疫員の確保

都道府県知事は、口蹄疫のまん延を防止するための施策を実施するために必要な家畜防疫員を確保するよう努めるものとする(第一〇条関係)

7 催物の開催の停止の要請等

都道府県知事は、必要があるときは、当該催物の開催の停止又は制限を要請することができることとした(第十二条関係)

8 患者の判定の迅速化のための措置

国は、患者の判定の迅速化に資するよう、必要な措置を講ずるものとする(第十三条第一項関係)

9 口蹄疫のまん延を防止するための措置についての適切な配慮

国及び地方公共団体は、口蹄疫のまん延を防止するための措置が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする(第十四条関係)

10 口蹄疫のまん延の防止に関する調査研究等

国及び都道府県は、口蹄疫の感染経路及びそのまん延の原因の究明等必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした(第十五条関係)

11 国による費用負担

国は、口蹄疫に関し、焼却、埋却、消毒等に必要なる費用について、当事者や都道府県が実質的に負担する部分を生じさせることのないよう、必要な措置を講ずることとした(第十八条及び第十九条関係)

12 家畜等の移動等の禁止等により生じた損失の補てん

国は、口蹄疫のまん延を防止するために行われた家畜等の移動等の禁止、停止若しくは制限又は家畜市場の自主的な開催の停止等であつて農林水産省令で定める基準を満たすものにより、家畜の所有者に、家畜に係る売上げの減少等の損失が生じたときは、当該家畜の所有者の当該損失を補てんすることができるよう、必要な措置を講ずることとした(第二〇条関係)

13 牛、豚等の家畜の生産者等の経営の再建等のための措置

国は、口蹄疫のまん延により経営及び生活が不安定になつている者に対し事業の再建等に必要なる資金の無利子の貸付け、当該事業に係る施設又は設備の整備等に要する費用の助成その他の必要な措置を講ずるものとする(第二一条関係)

〔第二二条関係〕

14 地域再生のための支援

国及び地方公共団体は、地域経済の再建及びその活性化を図るため、地域の実情に応じたきめ細かな措置を積極的に行うことができるよう、これらの措置に必要な費用に充てるための基金の設置その他の必要な措置を講ずるものとする(第二二条関係)

15 税制上の措置

国及び地方公共団体は、口蹄疫のまん延が家畜の所有者に与える影響に配慮し、必要な税制上の措置を講ずるものとする(第二二条第七項関係)

16

この法律の失効
この法律は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失うものとする。とされた。(附則第二条関係)

16
この法律の失効
この法律は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失うものとする。とされた。(附則第二条関係)

16
この法律の失効
この法律は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失うものとする。とされた。(附則第二条関係)

16
この法律の失効
この法律は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失うものとする。とされた。(附則第二条関係)

16
この法律の失効
この法律は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失うものとする。とされた。(附則第二条関係)

16
この法律の失効
この法律は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失うものとする。とされた。(附則第二条関係)

16
この法律の失効
この法律は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失うものとする。とされた。(附則第二条関係)

16
この法律の失効
この法律は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失うものとする。とされた。(附則第二条関係)

16
この法律の失効
この法律は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失うものとする。とされた。(附則第二条関係)

16
この法律の失効
この法律は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失うものとする。とされた。(附則第二条関係)

16
この法律の失効
この法律は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失うものとする。とされた。(附則第二条関係)

16
この法律の失効
この法律は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失うものとする。とされた。(附則第二条関係)

16
この法律の失効
この法律は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失うものとする。とされた。(附則第二条関係)

16
この法律の失効
この法律は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失うものとする。とされた。(附則第二条関係)

16
この法律の失効
この法律は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失うものとする。とされた。(附則第二条関係)

16
この法律の失効
この法律は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失うものとする。とされた。(附則第二条関係)

16
この法律の失効
この法律は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失うものとする。とされた。(附則第二条関係)

16
この法律の失効
この法律は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失うものとする。とされた。(附則第二条関係)

16
この法律の失効
この法律は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失うものとする。とされた。(附則第二条関係)

16
この法律の失効
この法律は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失うものとする。とされた。(附則第二条関係)

16
この法律の失効
この法律は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失うものとする。とされた。(附則第二条関係)

16
この法律の失効
この法律は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失うものとする。とされた。(附則第二条関係)

16
この法律の失効
この法律は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失うものとする。とされた。(附則第二条関係)

16
この法律の失効
この法律は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失うものとする。とされた。(附則第二条関係)

16
この法律の失効
この法律は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失うものとする。とされた。(附則第二条関係)

16
この法律の失効
この法律は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失うものとする。とされた。(附則第二条関係)

16
この法律の失効
この法律は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失うものとする。とされた。(附則第二条関係)

16
この法律の失効
この法律は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失うものとする。とされた。(附則第二条関係)

16
この法律の失効
この法律は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失うものとする。とされた。(附則第二条関係)

法 律

口蹄疫対策特別措置法をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十二年六月四日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

法律第四十四号

口蹄疫対策特別措置法

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 口蹄疫のまん延を防止するための措置(第四条—第十七条)

第三章 口蹄疫に対処するために要する費用の国による負担等(第十八条—第二十一条)

第四章 生産者等の経営及び生活の再建等のための措置(第二十二条—第二十三条)

第五章 雑則(第二十四条—第二十九条)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するため、口蹄疫のまん延を防止するための措置、口蹄疫に対処するために要する費用の国による負担等、生産者等の経営及び生活の再建等のための措置等の特別の措置について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「患畜」とは、口蹄疫にかかっている家畜をいう。

2 この法律において「疑似患畜」とは、患畜である疑いがある家畜及び口蹄疫の病原体(空気中に飛散した病原体を含む)に接触したため、又は触れた疑いがあるため、患畜となるおそれがある家畜をいう。

第三条 国及び地方公共団体は、口蹄疫の発生が確認された場合又はその疑いがあると認められた場合には、速やかに、口蹄疫のまん延を防止する等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

第二章 口蹄疫のまん延を防止するための措置

第四条 農林水産大臣が口蹄疫のまん延を防止するために車両等の消毒の義務を課す必要がある地域として指定する地域内において、都道府県知事が農林水産省令で定める消毒のための設備を設置している場所を通行しようとする者は、農林水産省令で定める基準に基づいて、当該設備を利用して、当該者の使用する車両その他の農林水産省令で定める物品を消毒しなければならない。

2 都道府県知事は、口蹄疫のまん延を防止するため特に必要があるときは、前項に規定する設備を設置している場所を通行しようとする者の使用する車両に規定する物品について、当該者による消毒に代えて、当該都道府県の職員にこれを消毒させることができる。

3 第一項の地域内において、都道府県知事が農林水産省令で定める消毒のための設備を設置している場所を通行しようとする者は、農林水産省令で定める基準に基づいて、当該設備を利用して、自らその身体を消毒しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項又は前項に規定する設備を設置している場所ごとに、公衆の見やすい場所に、農林水産省令で定める表示をしなければならない。

5 第一項の指定は、都道府県知事の申請に基づき、行うものとする。

6 農林水産大臣は、前項の規定にかかわらず、口蹄疫のまん延が二以上の都道府県の区域にわたる場合その他必要があると認める場合には、関係都道府県知事の意見を聴いて、第一項の指定を行うことができる。

7 農林水産大臣は、第一項の指定をしたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

8 前項の規定は、第一項の指定の解除をしたときに準用する。

(患畜又は疑似患畜の死体の焼却又は埋却の支

において緊急の必要があるときは、都道府県知

11 前二項の規定による補てん金又は補償金につ

3 農林水産大臣は、法第三十一条の規定による

動物用生物学的製剤等の注射について法第四

七条の規定による指示をした場合において都道

府県知事が当該指示に従わないときであつて、

動物用生物学的製剤等の注射を用いない措置で

は口蹄疫のまん延を防止することができないと

認めるときは、家畜防疫官に当該注射を行わせ

ることができる。

法第四十八条の規定は、第一項の指示をした

場合に準用する。この場合において「第二章又

は第三章」とあるのは、「口蹄疫対策特別措置法

第五条又は第六条」と読み替へるものとする。

(焼却又は埋却に関する留意事項)

第九条 法第二十一条第一項の規定による患畜又

は疑似患畜の焼却又は埋却については、できる

限り当該患畜又は疑似患畜がと殺された場所に

近い場所で行われなければならない。

(家畜防疫員の確保)

第十條 都道府県知事は、当該地域内における家

畜伝染病に関する知識経験を有する人材の活用

を図ることにより、口蹄疫のまん延を防止する

ための施策を実施するために必要な家畜防疫員

を確保するよう努めるものとする。

(簡易畜舎の建設等を促進するための農地法に

係る措置)

第十一條 国は、口蹄疫のまん延を防止するた

めの法第三十二条の規定による禁止又は制限に係

る区域内に畜舎を有する者が、当該畜舎に隣接

する農地を当該禁止又は制限に起因して建設す

ることが必要となる一時的に使用する畜舎の敷

地の用等に供することが可能となるよう、農地

に関する制度等について、必要な措置を講ずる

ものとする。

(催物の開催の停止の要請等)

第十二條 都道府県知事は、口蹄疫のまん延を防

止するため必要があるときは、法第三十三条に

定めるもののほか、催物の開催者に対して、当

該催物の開催の停止又は制限を要請することが

できる。

(患畜の判定の迅速化のための措置)

第十三條 国は、患畜の判定の迅速化に資するよ

う、家畜が所在する地域における専門家による

患畜の判定の迅速な実施、口蹄疫の病原体の有

無に係る検査の円滑かつ迅速な実施その他の必

要な措置を講ずるものとする。

第五條 農林水産大臣が口蹄疫のまん延を防止す

るために患畜又は疑似患畜の死体の焼却又は埋

却の支援を行う必要がある地域として指定する

地域内に存する患畜又は疑似患畜の死体の所有

者は、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第

百六十六号。以下「法」という。)第二十一条第

一項の規定にかかわらず、当該死体を焼却し、

又は埋却することが困難な場合には、家畜防疫

員に対し、これらの死体の焼却又は埋却を求め

ることができる。

2 家畜防疫員は、前項の規定による求めがあつ

たときは、当該求めのあつた死体を焼却し、又

は埋却するものとする。

3 国は、前項又は法第三十一条第四項の規定に

より家畜防疫員が行う患畜又は疑似患畜の死体

の焼却又は埋却の円滑な実施に資するため、埋

却の用に供する土地の確保、埋却のために必要

な作業に従事する者の派遣その他の必要な措置

を講ずるものとする。

4 第一項の指定に係る地域をその区域に含む地

方公共団体は、第二項又は法第二十一条第四項

の規定により家畜防疫員が行う患畜又は疑似患

畜の死体の焼却又は埋却の円滑な実施に資する

ため、埋却の用に供する土地の確保、埋却のた

めに必要な作業に従事する者の確保その他の必

要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 第一項の指定については、前条第五項から第

八項までの規定を準用する。

(患畜等以外の家畜の殺処分等)

第六條 都道府県知事は、法第三章に規定する措

置だけでは口蹄疫のまん延の防止が困難であ

り、かつ、急激かつ広範囲にわたる口蹄疫のま

ん延を防止するためやむを得ない必要があると

ときは、農林水産大臣が口蹄疫のまん延を防止す

るために患畜等以外の家畜の殺処分を行う必要

がある地域として指定する地域内において都道

府県知事が指定する家畜(患畜及び疑似患畜を

除く。)を所有する者に、期限を定めて当該家畜

を殺すべきことを勧告することができる。

2 前項の勧告を受けた者が当該勧告に従わない

ときは、家畜の所有者若しくはその所在が知れ

ないため同項の勧告をすることができない場合

において緊急の必要があるときは、都道府県知

事は、家畜防疫員に当該家畜を殺させることが

できる。

3 都道府県知事は、第一項の勧告をし、又は前

項に規定する措置を実施する場合には、同時に

農林水産省令で定めるところにより、当該勧告

をし、又は当該措置を実施する理由その他の農

林水産省令で定める事項を書面により通知し

なければならない。ただし、当該事項を書面によ

り通知しない当該勧告をし、又は当該措置を

実施すべき差し迫つた必要がある場合は、この

限りでない。

4 都道府県知事は、前項ただし書の場合におい

ては、当該勧告又は措置の後相当の期間内に、

農林水産省令で定めるところにより、同項の理

由その他の農林水産省令で定める事項を記載し

た書面を交付しなければならない。

5 家畜防疫員は、口蹄疫のまん延を防止するた

め必要があるときは、第一項の規定による勧告

に係る家畜につき、殺す場所又は殺す方法を指

示することができる。

6 第一項の勧告に従つてその所有する家畜を自

ら殺した者又は第二項の規定により殺された家

畜の死体の所有者は、家畜防疫員が農林水産省

令で定める基準に基づいてする指示に従い、遅

滞なく、当該死体を焼却し、又は埋却しなけれ

ばならない。

7 家畜防疫員は、口蹄疫のまん延を防止するた

め緊急の必要があるときは、前項の規定による

指示に代えて、自らこれを焼却し、又は埋却す

ることができる。

8 第六項に規定する焼却又は埋却については、前

条第一項から第四項までの規定を、前項に規定

する焼却又は埋却については同条第二項及び第

四項の規定を準用する。

9 都道府県知事は、第一項の勧告に従つてその

所有する家畜を自ら殺したため損失を受けた当

該家畜の所有者に対し、その生産に要する費用

その他の通常生すべき損失として政令で定める

損失を補てんしなければならない。

10 都道府県知事は、第二項の規定によりその所

有する家畜を殺されたため損失を受けた当該家

畜の所有者に対し、その生産に要する費用その

他の通常生すべき損失として政令で定める損

失を補償しなければならない。

11 前二項の規定による補てん金又は補償金につ

いては、家畜の所有者が迅速にその交付を受け

ることができるよう、家畜の所有者からの請求

を得たずに仮払をする方法その他の政令で定め

る方法により交付するものとする。

12 都道府県知事は、第六項の規定により家畜の

死体を焼却し、又は埋却した者に対し、焼却又

は埋却に要した費用を交付する。

13 第九項から前項までに定めるもののほか、第

九項、第十項又は前項に定める措置に関し必要

な事項は、政令で定める。

14 第一項の指定については、第四条第五項から

第八項までの規定を準用する。

(化製場等に関する法律の特例)

第七條 第五條第二項(前条第八項において準用

する場合を含む。)又は前条第六項若しくは第七

項の規定により家畜の死体を焼却し、又は埋却

する場合には、化製場等に関する法律(昭和二

十二年法律第四十号)第二条第二項の規定は、

適用しない。

(農林水産大臣の都道府県知事に対する指示

等)

第八條 農林水産大臣は、法第四十七条に定める

もののほか、口蹄疫のまん延により畜産に重大

な影響を及ぼすおそれがあるときは、都道府県

知事に第四條第二項若しくは第四項の規定によ

る措置に係る措置(当該措置に係る地域の指定

が同条第六項の規定により行われた場合に限り

る。次項において同じ。)、第五条第二項(第六

条第八項において準用する場合を含む。次項に

おいて同じ。)、の規定による焼却若しくは埋却に

係る措置(当該措置に係る地域の指定が第五条

第五項において準用される第四條第六項の規定

により行われた場合に限り。次項において同じ

。)又は第六条第一項の規定による勧告若しく

は同条第二項の規定による措置(当該勧告又は

措置に係る地域の指定が同条第十四項において

準用される第四條第六項の規定により行われた

場合に限り。次項において同じ。))を実施すべき

旨を指示することができる。

2 農林水産大臣は、都道府県知事が前項の指示

に従わないときその他特別必要があると認め

るときは、第四條第二項若しくは第四項の規定に

よる措置に係る措置、第五條第二項の規定によ

る焼却若しくは埋却に係る措置又は第六條第一

項の規定による勧告若しくは同条第二項の規定

による措置を自ら実施することができる。

(口蹄疫のまん延を防止するための措置についての適切な配慮)

第十四条 国及び地方公共団体は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫のまん延を防止するための措置を講ずるに当たっては、できる限り関係者の意向を十分尊重するなど、当該措置が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

(口蹄疫のまん延の防止に関する調査研究等)

第十五条 国及び都道府県は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫の感染経路及びそのまん延の原因の究明、口蹄疫の予防及びまん延の防止のための研究開発の推進及びその成果の普及並びに調査研究の体制の整備、口蹄疫に係る検査体制の整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(飼育動物に属する野生動物の監視等)

第十六条 都道府県知事は、飼育動物に属する野生動物に係る口蹄疫の発生状況の監視その他の当該野生動物に係る口蹄疫の発生予防及びまん延の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(おすみ等の駆除等の実施)

第十七条 家畜の所有者は、口蹄疫のまん延を防止するために、農林水産省令で定めるところにより、畜舎及びその周辺において、適切な消毒を実施するほか、その病原体を媒介するおすみがあるおすみ、昆虫等の駆除を実施するよう努めるものとする。

第三章 口蹄疫に対処するために要する費用の国による負担等

(法に基づき口蹄疫に対処するための費用の国による負担)

第十八条 国は、法第十六条の規定による患者又は疑似患者であつて平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に係るものと、当該患者又は疑似患者の所有者の経済的な支援に資するため、法第五十八条の規定による手当金の交付のほか、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 前項の手当金の交付については、家畜共済の共済金の交付との整合性が図られるよう、必要な措置が講ぜられるものとする。

3 国は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に関し、法第二十一条第一項又は第二十三条第一項の規定により焼却し、又は焼却した家畜の死体又は物品の所有者が当該焼却又は焼却に要する費用について、当該所有者が実質的に負担する部分を生じさせることのないよう、必要な措置を講ずるものとする。

4 国は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に関し、都道府県が支弁する法第六十条第一項の費用について、当該都道府県が実質的に負担する部分を生じさせることのないよう、必要な措置を講ずるものとする。

5 国は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に関し、法第二十三条第一項、第二十五条第一項、第二十六条第一項、第二十七条、第二十八条又は第三十条の規定に基づき消毒を行った者が当該消毒に要する費用について、当該所有者が実質的に負担する部分を生じさせることのないよう、必要な措置を講ずるものとする。

(口蹄疫に対処するために要する費用の国による負担等)

第十九条 国は、都道府県知事又は家畜防疫員が第四条第一項から第三項までの規定による消毒を実施するために要する費用、第五十五条第一項第六条第八項において準用する場合を含む。又は第六条第七項の規定による焼却又は埋却を実施するために要する費用並びに同条第九項の規定による損失の補てん及び同条第十項の規定による同条第十二項の規定による焼却又は埋却を行った者に交付する費用の全部又は一部を負担する。

(家畜等の移動等の禁止等により生じた損失の補てん)

第二十条 国は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫のまん延を防止するために施行された法第三十二条から第三十四条までの規定による家畜等の移動等の禁止、停止若しくは制限又は家畜市場の自主的な開値の停止等であつて農林水産省令で定める基準を満たすものにより、家畜の所有者に、家畜に係る売上げの減少、飼料費その他の保管、輸送又は処分に関する費用の増加等が生じたときは、当該家畜の所有者の当該損失を補てんすることができる。よう、法第六十条第二項の規定による措置の拡充その他の必要な措置を講ずるものとする。

(農業年金の保険料の免除の特例)

第二十一条 平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫のまん延により重大な被害を受けた農業年金の被保険者等については、農業年金に係る保険料の免除、当該免除を受けた保険料の追納等に関し、政令で定めるところにより、独立行政法人農業年金基金法(平成十四年法律第三十七号)の特例を設けることとする。

第四章 生産者等の経営及び生活の再建等のための措置

(牛、豚等の家畜の生産者等の経営の再建等のための措置)

第二十二条 国は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫のまん延により経営及び生活が不安定になっている牛、豚等の家畜の生産者、食肉、牛乳又は乳製品、畜産用資材等に係る製造、加工、流通、販売、運送等の事業を行う者等の事業の再建その他の経営の安定及びその生活の安定を図るため、当該者に対し事業の再建等に必要資金の無利子の貸付け、当該事業に係る施設又は設備の整備等に要する費用の助成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(地域再生のための支援)

第二十三条 国及び地方公共団体は、前条に定める措置のほか、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫のまん延が地域経済に重大な影響を及ぼしている状況にかんがみ、地域経済の再建及びその活性化を図るため、地域の実情に応じたきめ細かな措置を積極的に実施することができよう、これらの措置に必要な費用に充てるための基金の設置その他の必要な措置を講ずるものとする。

第五章 雑則

(証票の携帯等)

第二十四条 家畜防疫官又は家畜防疫員は、この法律により職務を執行するときは、農林水産省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(管理者に対する適用)

第二十五条 この法律中家畜又は物品の所有者に関する規定は、当該家畜又は物品を管理する所有者以外の者(鉄道、軌道、自動車、船舶又は航空機による運送業者で当該家畜又は物品の運送の委託を受けた者を除く)があるときは、その者に對して適用する。

(処分に対する効力)

第二十六条 この法律又はこの法律に基づき命令の規定による指示その他の処分は、当該処分目的である家畜その他の物の所有者又は管理者から権利を承継した者又は権利の設定を受けて、新たに当該家畜その他の物の管理者となつた者に対して、またその効力を有する。

2 前項の家畜その他の物の所有者又は管理者は、当該家畜その他の物を他人に譲渡し、又は管理させる場合には、その処分があつたこと及びその処分の内容をその者に知らせなければならない。

(税制上の措置)

第二十七条 国及び地方公共団体は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫のまん延が牛、豚等の家畜の所有者に与える影響に配慮し、必要な税制上の措置を講ずるものとする。

(事務の区分)

第二十八条 第四条から第六条までの規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(経過措置)

第二十九条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令でその制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(この法律の失効)
第二条 この法律は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

(経過措置)
第三條 この法律の失効前にされた第六條第一項の規定による勧告又は同条第二項の規定による措置については、同条、第八條第一項、第二項及び第四項並びに第十九條の規定は、前条の規定にかかわらず、同条に規定する日後も、なおその効力を有する。

第四條 この法律の施行前に、国又は都道府県の要請に従い、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫のまん延を防止するため、にその所有する家畜（患畜及び疑似患畜を除く。）を自ら殺した者に対しては、都道府県知事は、これにより顕在生すべき損失として政令で定める損失を補てんするものとする。

第五條 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
(検討)
第六條 政府は、最近における畜産及び酪農の経営の事態、この法律及び法の施行の状況等を踏まえ、平成二十四年三月三十一日までの間に、効果的な家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止の在り方、家畜伝染病にかかっている家畜等が大量に発生した場合における適切な埋却場所の確保に必要な法制度の整備等について検討を行い、その結果に基づき、法の抜本的な見直しを含め、所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)
第七條 地方自治法の一部を次のように改正する。
別表第一に次のように加える。

口蹄疫対策特別措置法(平成二十二年法律第四十四号)	第四條から第六條までの規定により都道府県が処理することとされている事項
---------------------------	-------------------------------------

総務大臣 原口 一博
農林水産大臣 赤松 広隆
内閣総理大臣 鳩山由紀夫

政 令

口蹄疫対策特別措置法施行令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十二年六月四日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

政令第四百四十六号

口蹄疫対策特別措置法施行令

内閣は、口蹄疫対策特別措置法(平成二十二年法律第四十四号)第六條第九項から第十一項まで及び第十三項並びに第二十一條並びに附則第四條第一項及び第五條の規定に基づき、この政令を制定する。

(補てん又は補償の対象となる損失等)

第一條 口蹄疫対策特別措置法(以下「法」という。)第六條第九項及び第十項の政令で定める損失は、同条第一項又は第二項の規定により殺された家畜の評価額とする。

第二條 都道府県知事は、前項の評価額を決定するにあらかじめ選定した三人以上の評価人の意見を聴かなければならない。

第三條 都道府県知事は、法第六條第九項の規定による補てん金を交付する場合には、同条第一項の勧告の日から当該家畜が殺された日までに要した飼料費その他の農林水産省令で定める費用の額に相当する金額を当該補てん金と併せて交付するものとする。

第四條 都道府県知事は、次に掲げる場合には、法第六條第九項又は第十項の規定による補てん金又は補償金を供託することができる。

一 当該補てん金又は補償金の支払を受けるべき者が受領を拒み、又は受領することができない場合

二 過失がなく当該補てん金又は補償金の支払を受けるべき者を確定することができない場合

(交付の方法)

第二條 法第六條第十一項の政令で定める方法は、同条第一項又は第二項の規定により家畜が殺されたことを都道府県知事が確認することにより当該都道府県知事が決定した額を交付する方法とする。

(農業者年金の保険料の免除等の特別)
第三條 独立行政法人農業者年金基金は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫のまん延により重大な被害を受けた農業者年金の被保険者から申出があつた場合において、当該被保険者が保険料を納付することが困難であると認めるときは、独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第七十七号)第四十六條第一項の規定にかかわらず、当該被保険者が保険料を納付することが困難であると認めるときに至つた月から当該被保険者が保険料を納付することが困難であると認められなくなるに至つた月の前月(その月が平成二十四年三月以後であるときは、同年二月)までの期間に係る保険料につき、既に納付されたもの及び同法第四十七條第一項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとする。

2 農業者年金の被保険者又は被保険者であつた者(農業者年金及び特別付加年金に係る受給権者を除く)は、前項の規定により納付することを要しないものとされた保険料の全部又は一部につき追納をすることができ、この場合において、その一部につき追納をするときは、追納は、先に経過した月の分から順次行うものとする。

3 前項の場合において追納すべき額は、当該追納に係る期間の各月の保険料の額とする。

4 第二項の規定により追納が行われたときは、追納が行われた日に、追納に係る月の保険料が納付されたものとみなす。

5 特別免除期間(第一項の規定により農業者年金の保険料を納付することを要しないものとされた期間(前項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除く)をいう)は、独立行政法人農業者年金基金法第三十一條第一項各号及び第二項(同法附則第三條第四項において読み替へて準用する場合を含む)並びに附則第三條第一項第一号の規定の保険料納付済期間等に算入する。この場合における同法第三十一條第一項第一号の規定の適用については、同号中「合算した期間」とあるのは、「合算した期間に特別免除期間(口蹄疫対策特別措置法施行令(平成二十二年政令第四百四十六号)第三條第五項に規定する特別免除期間をいう)を加えた期間」とする。

附 則

(施行期日)
第一條 この政令は、公布の日から施行する。

(補てんの対象となる損失等)
第二條 法附則第四條第一項の政令で定める損失は、同項の要請に従つて殺された家畜の評価額とする。

2 第一條第二項の規定は前項の評価額について、同条第三項の規定は法附則第四條第一項の規定による補てん金について準用する。この場合において、第一條第三項中「法第六條第九項の規定による補てん金」とあるのは「法附則第四條第一項の規定による補てん金」と、「同条第一項の勧告」とあるのは「同項の要請」と読み替へるものとする。

3 法第十九條の規定は、前項において読み替へて準用する第一條第三項の規定により支払われる費用について準用する。

(経過措置)

第三條 法附則第三條の規定によりなおその効力を有するものとされる法第六條第六項若しくは第七項又は同条第八項において準用する法第五條第二項の規定により家畜の死体を焼却し、又は埋却する場合については、法第七條の規定は、法附則第二條の規定にかかわらず、同条に規定する日後も、なおその効力を有する。

第四條 法附則第三條の規定によりなおその効力を有するものとされる法第六條の規定の適用については、第一條及び第二條の規定は、法附則第二條に規定する日後も、なおその効力を有する。

第五條 法の失効前に第三條第一項の規定により農業者年金の保険料を納付することを要しないものとされた者については、法第二十一條の規定は、法附則第二條の規定にかかわらず、同条に規定する日後も、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる法第二十一條の規定の適用については、第三條第二項から第五項までの規定は、法附則第二條に規定する日後も、なおその効力を有する。

農林水産大臣 赤松 広隆
内閣総理大臣 鳩山由紀夫

省

令

○農林水産省令第四十一号

口蹄疫対策特別措置法(平成二十二年法律第四十四号)第四条第一項、第三項及び第四項、第六条第三項、第四項及び第六項、第十七条、第二十条並びに第二十四条の規定並びに口蹄疫対策特別措置法施行令(平成二十二年政令第百四十六号)第一条第三項(同令附則第二条第二項の規定において準用する場合を含む。)の規定に基づき、並びに同令を実施するため、口蹄疫対策特別措置法施行規則を次のように定める。

平成二十二年六月四日

農林水産大臣 赤松 広隆

口蹄疫対策特別措置法施行規則

(車両等の消毒のための設備)

第一条 口蹄疫対策特別措置法(以下「法」という。)第四条第一項及び第三項の農林水産省令で定める消毒のための設備は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 噴霧消毒槽

二 消毒薬噴霧装置

三 前二号に掲げるもののほか、これらに準するもの

(車両等の消毒の基準)

第二条 法第四条第一項及び第三項の農林水産省令で定める基準は、アルカリ水剤、ハロゲン塩素剤その他の口蹄疫の病原体に対して十分な消毒の効果を有する消毒薬を用いて、これを消毒目的物に十分に散布し、塗布し、又はこれに消毒目的物を浸すことその他の適切な方法により消毒を実施することとする。

(消毒の対象となる物品)

第三条 法第四条第一項の農林水産省令で定める物品は、車両(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第三十九条第一項の緊急自動車その他の車両で当該車両の性質又は状況にかんがみ家畜防疫員が合理的な理由があり消毒の対象としないことがやむを得ないと判断したものを除く。)とする。

(車両等の消毒のための設備を設置している場所の表示)

第四条 法第四条第四項の農林水産省令で定める表示は、同条第一項又は第三項の規定に基づいて口蹄疫のまん延を防止するために車両等の消毒のための設備を設置している場所であること並びにこれらの項の規定に基づいて当該場所を通行しようとする者は前条に定める物品及び当該者自らの身体を消毒することが義務づけられていることを容易に判断できるものとする。

(勧告等の通知等)

第五条 都道府県知事は、法第六条第一項の勧告をし、又は同条第二項に規定する措置を実施する場合においては、同条第一項の家畜を所有する者に対し、次に掲げる事項を記載した別記様式による書面を通知し、又は交付しなければならない。ただし、同条第二項に規定する措置を実施する場合において家畜の所有者又はその所在が知れないときは、当該書面の公示をもってこれに代えることができる。

一 当該勧告又は当該措置の対象となる家畜

二 当該勧告をし、又は当該措置を実施する根拠となる法の規定

三 当該勧告をし、又は当該措置を実施する理由

四 当該勧告をする場合にあつては、当該家畜を殺すべき期限

五 当該措置を実施する場合にあつては、当該措置を実施する日時、場所及びその方法

六 その他必要と認める事項

(焼却及び埋却の基準)

第六条 法第六条第六項の焼却及び埋却についての農林水産省令で定める基準は、家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号)別表第二の一及び二のとおりとする。

(補てん又は補償の対象となる損失等)

第七条 口蹄疫対策特別措置法施行令第一条第二項の評価人は、家畜防疫員、家畜防疫員以外の地方公務員で畜産の事務に従事するもの及び地方公務員以外の者で畜産業に経験のあるもののうちからそれぞれ一名以上選定するものとする。

2 口蹄疫対策特別措置法施行令第三条第三項(同令附則第二条第二項の規定において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める費用の額は、法第六条第一項の勧告の日から当該家畜が殺された日までに要した飼料費その他の当該家畜の飼養に要する費用とする。

(殺す等の駆除等の実施の方法)

第八条 法第十七条の消毒又は駆除の実施については、次に掲げる基準に従い行うものとする。

一 対象となる場所の状況、口蹄疫の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒又は駆除の実施が可能である方法により行うこと。

二 消毒又は駆除を実施する者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意すること。

三 必要に応じ家畜防疫員の技術的指導、助言等を求めること。

(損失の補てんに係る家畜等の移動等の禁止等の基準)

第九条 法第二十条の農林水産省令で定める基準は、同条の家畜等の移動等の禁止等が、次のいずれかに該当する都道府県の区域内において行われたものであることとする。

一 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第三十二条第一項の規定による都道府県の区域内での移動の禁止又は制限を実施した都道府県

二 家畜伝染病予防法第三十二条第二項の規定による農林水産大臣の指定に係る区域を含む都道府県

(監視の様式)

第十条 法第二十四条の規定による監視は、家畜伝染病予防法施行規則別記様式第三十一号によるものとする。

様式一 (第五条関係)

殺処分勧告書	
口蹄疫対策特別措置法第六条第一項の規定により、下記の当該家畜を殺すべきことについて、同条第三項の規定により書面により勧告します。 年 月 日	
住所 氏名	都道府県知事名
記	
一 殺処分の対象となる家畜	
二 勧告を実施する根拠となる法の規定	
三 勧告を実施する理由	
四 一の家畜を殺すべき期限	
五 その他必要と認める事項	

様式二 (第五条関係)

殺処分勧告書 (報告)	
口蹄疫対策特別措置法第六条第一項の規定により、下記の当該家畜を殺すべきことを勧告したこと (年 月 日実施) について、同条第四項の規定により書面を交付します。 年 月 日	
住所 氏名	都道府県知事名
記	
一 殺処分の対象となる家畜	
二 勧告を実施した根拠となる法の規定	
三 勧告を実施した理由	
四 一の家畜を殺すべき期限	
五 その他必要と認める事項	

様式三 (第五条関係)

殺処分通知書	
口蹄疫対策特別措置法第六条第二項の規定により実施する措置について、同条第三項の規定により書面により通知します。 年 月 日	
住所 氏名	都道府県知事名
記	
一 殺処分の対象となる家畜	
二 殺処分を実施する根拠となる法の規定	
三 殺処分を実施する理由	
四 殺処分を実施する日時、場所及びその方法	
五 その他必要と認める事項	

様式四 (第五条関係)

殺処分報告書	
口蹄疫対策特別措置法第六条第二項の規定により実施した措置について、同条第四項の規定により書面を交付します。 年 月 日	
住所 氏名	都道府県知事名
記	
一 殺処分の対象となった家畜の種類	
二 殺処分を実施した根拠となる法の規定	
三 殺処分を実施した理由	
四 殺処分を実施した日時、場所及びその方法	
五 その他必要と認める事項	

記 録
この報告書は、口蹄疫対策特別措置法第六条第二項の規定により実施した措置について、同条第四項の規定により書面を交付します。